

2014年11月13日

公益財団法人 日本サッカー協会
2014年度 第11回理事会

協議事項

1. 臨時評議員会開催の件
<p>以下の通り、臨時評議員会を開催したい。</p> <p>1. 開催日時：12月21日（日）13:00～</p> <p>2. 会場：JFAハウス 4F会議室</p> <p>3. 議題：(1)協議事項</p> <p style="padding-left: 2em;">①評議員5名選任の件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県FA 小池 征 会長 67歳 ・群馬県FA 鈴木芳文 副会長 64歳 ・大阪府FA 赤須陽太郎 会長 67歳 ・徳島県FA 逢坂利夫 副会長兼専務理事 67歳 ・鹿児島県FA 松山 孝 専務理事 63歳 <p style="padding-left: 2em;">②FIFA標準規約等に伴うJFAリフォームの件</p> <p style="padding-left: 2em;">③定款 改正の件</p> <p style="padding-left: 2em;">④基本規程 改正の件</p> <p>(2)報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①2015年度 事業計画の件 ②2015年度 予算の件 <p>(3)その他の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新評議員の選任の件
2. A級コーチU-15ライセンス新設の件
<p style="text-align: center;">(協議) 資料No.1 ①②③</p> <p>A級コーチU-15ライセンスを別紙の通り新設したい。</p>
3. 国際交流基金との提携の件
<p>独立行政法人国際交流基金（以下、「国際交流基金」という）とJFA及びJリーグの三者で、アジアにおけるサッカー交流並びに協働事業に関する覚書を締結することをお諮りしたい。</p> <p>国際交流基金は世界各国における国際文化交流事業を実施・支援しており、今回、JFA、Jリーグと協定を締結することによって、世界で最も愛されているスポーツであるサッカーを通じて国際的な相互交流をさらに促進していくことを目指している。</p> <p>近年、アジア各国との間で選手や指導者、各国サッカー協会、各国リーグとの交流が盛んに行われている。この良好な関係をより促進させ、それをアジア全体に広げていくべく、国際交流基金のアジアセンター事業と連携し、まずは東南アジア地域で交流事業を促進させることを目指す。</p> <p>なお、本件における覚書の概要と今後の事業予定は以下の通り。</p>

■提携概要

1. 日本を含むアジアにおける、各国市民・青少年の相互理解に資するサッカー関連事業の実施
2. 日本を含むアジアにおける、サッカー選手、コーチ、審判、マネジメント関係者等人材の育成及びサッカーレベル向上に資するソフト・インフラ（仕組み、制度等）の整備
3. 日本を含むアジアにおける、サッカー選手、コーチ、審判、マネジメント関係者等人材間のネットワークの構築及び将来的なサッカー交流促進のための基盤構築
4. 日本を含むアジアにおける、サッカー交流試合、研修、セミナー等協働事業の実施・支援

■有効期間

2014年11月13日から2015年3月31日までとする。ただし、その満了日の1か月前までに3団体いずれからも内容の変更及び解約の申し出がない場合は、覚書は1年間自動的に更新され、以後最大5回までは同様に更新できるものとする。

■今後の事業予定

- ・各国代表合宿の受け入れ
- ・日本人指導者の東南アジア各国への派遣
- ・JFA指導者講習会の東南アジア各国における実施
- ・東南アジア各国でのサッカー教室の実施
- ・東南アジア各国の育成年代の選手による国際大会の日本での実施
- ・東南アジア各国の育成年代のコーチおよびスタッフの研修受け入れ など

本覚書の調印式は以下の要領で執り行う予定。

日時 11月13日（木）16:30～

場所 JFAハウス

※独立行政法人国際交流基金（国際交流基金）

外務省傘下。

主な事業内容：世界各地の文化芸術交流、日本研究などの国際交流事業の実施と支援

4. AFCワンゴールキャンペーン 協定書締結の件

（協議）資料No.2

2014年度第3回理事会にて、「AFCワンゴールキャンペーン アンバサダー推薦の件」として協議事項に提出、ご承認いただいた議案に関連するもの。当時、北澤豪理事、高倉麻子女史をアンバサダー候補として選出している。

今般、本キャンペーンについて、JFAとして正式に参加表明し、今後その活動に協力していくことについて一定の目処がたったため、本件、ご承認いただきたい。具体的には、「ONE GOAL キャンペーン」協定書を締結したい（協定内容については、事前に三好弁護士に確認済み）。

- ・締結趣旨：日本国内での活動内容に合意し、正式にAFCに参加意思表明を行うもの。
- ・協力法人：特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン（国際NGO）

<AFCワンゴールキャンペーンについて>

AFCが長期的に取り組む社会貢献活動のひとつで、サッカーを通じて子どもたちの栄養を改善するのが目的のキャンペーン。2013年11月に発足した。2014年からの3年間で、女子アジアカップ ベトナム2014、アジアカップ オーストラリア2015、AFCチャンピオンズリーグ、等の競技会で、AFCは各加盟協会と本キャンペーンの展開を計画している。

<p>5. 基本規程改正の件</p> <p>(協議) 資料No.3</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「第8章 指導者」を基本規程から独立させる。 ➤ 別途「指導者に関する規則」を制定し、個別の規則を定める。 ➤ 技術委員会所管事項の明記（ライセンス適格性の再審査） ➤ ライセンスの種類追加（A級コーチU15、フットサルB級及びC級コーチ） ➤ 指導者の遵守義務を記載 ➤ ライセンス保有者へのライセンス適格性再審査及び指導について記載 ➤ ライセンスを持たない指導者への指導について記載 ➤ 指導者の処分について記載 ➤ 本規則は2014年11月13日から施行する。
<p>6. 登録還元金の件</p> <p>(協議) 資料No.4 (協議) 資料No.5 (協議) 資料No.6 (協議) 資料No.7</p> <p>1. 登録還元金の限度額修正及び要項について</p> <p>2014年度第10回の理事会にて承認された登録還元金（「47FA 公益目的事業等活動支援金」及び「47FA 基盤強化支援金」）に関して、別紙のとおり限度額を定めて要項に従い交付する。</p> <p>なお、「2015年度 登録還元金 限度額一覧」及び「（参考）登録還元金 2014年度比較」については、2014年度第10回理事会にて示したものより一部修正があるため、再度協議事項として諮るものである。</p>
<p>7. 「JFAサッカー施設整備助成事業」の件</p> <p>(協議) 資料No.8 (協議) 資料No.9</p> <p>2014年度第10回の理事会にて承認を頂いた「JFAサッカー施設整備助成事業 概要」について、別紙のとおり、改訂したい。また、別紙概要に基づく別紙「JFAサッカー施設整備助成金交付要項」について、ご承認頂きたい。</p> <p>【概要修正の内容及びその理由】</p> <p>「助成区分3」として「施設改修事業」を追加し、JFAが過去に助成を行い整備した人工芝ピッチの改修事業を助成対象事業として認める。</p> <p>(理由)</p> <p>2014年度第10回の理事会後に開催された全国専務理事会議（2014年10月11日開催）において、既存の人工芝ピッチの改修事業を補助対象にして欲しい旨の要望を複数の都道府県サッカー協会から受けた。要望を受け、再度局内にて検討の結果、既存の各協会への予算配分枠内であれば今回に限り、改修を認めても良いと判断した。</p>

8. ドーピング検査における新役員導入の件
<p>2015 シーズンより、ドーピング検査時の役員として、NF Rep (National Federation Representative) を導入し、これまで、MC/NF Rep としてマッチコミッショナーが兼務していた業務を独立させることとしたい。なお、NF Rep はドーピング検査の手続きを理解しているドクターであることとする。</p> <p>[理由]</p> <p>ドーピング検査は、LDCO (Lead Doping Control Officer) 1 名と DCO (Doping Control Officer) 2 名の役員により行われているが、現在、LDCO の割り当ては JFA、DCO の割り当ては JADA (日本アンチ・ドーピング機構) が行っている。しかしながら、ドーピング検査の公平性・透明性をより確立するため、JADA からは他の国内競技団体同様、LDCO、DCO の割り当てを JADA にて行うこととするようこれまで継続的に要請があった。</p> <p>JADA の DCO は必ずしもドクターである必要はないことから、FIFA との整合性を担保し、NF Rep としてドクターの立ち会いを実施することとするため。</p>
9. 天皇杯開催規程 改訂の件
<p>(協議) 資料No.10</p>
10. 2016 年度 第 95 回天皇杯全日本サッカー選手権大会 大会形式変更の件
<p>(協議) 資料No.11</p> <p>天皇杯実施委員会において審議した結果、以下の通りとしたい。</p> <p>ACL 出場 4 チームは 4 回戦から出場する。</p> <p>※ACL 出場チームが ACL 準々決勝に進出しなかった場合は、天皇杯実施委員会にて出場チームを選出する。</p> <p>J1 17 位・18 位は 1 回戦から出場する。J2 全 22 チームは 1 回戦から出場する。</p> <p>1 回戦シードチームは、当該年の JFL フェーストステージ優勝チームとする。</p>
11. 2016 年度 第 95 回天皇杯全日本サッカー選手権大会 日程・決勝会場の件
<p>天皇杯実施委員会において審議し、以下の通りとしたい。</p> <p>1 回戦：2015 年 8 月 29 日 (土)、30 日 (日)</p> <p>2 回戦：2015 年 9 月 5 日 (土)、6 日 (日)、9 日 (水)</p> <p>3 回戦：2015 年 10 月 10 日 (土)、11 日 (日)、14 日 (水)</p> <p>4 回戦：2015 年 11 月 11 日 (水)、14 日 (土)、15 日 (日)</p> <p>準々決勝：2015 年 12 月 26 日 (土)</p> <p>準決勝：2015 年 12 月 29 日 (火)</p> <p>決勝：2016 年 1 月 1 日 (金・祝) 決勝会場：味の素スタジアム (東京都)</p>
12. レフェリーカレッジ 2015 (11 期生) 入学選考の件
<p>(協議) 資料No.12</p> <p>【レフェリーカレッジの目的】</p> <p>レフェリーカレッジは、優秀な若手の 2 級審判員を 2 年間集中的に指導して、審判レフェリー</p>

技術や知識の習得、及び、人間性を育成して、卒業時には1級を取得し、将来のトップレフェリー候補者を養成していくことを目的としている。

【修業期間】

2015年1月から2年間

【カリキュラム】

定期講習 1年時40日(2日間を20回)、2年時30日(2日間を15回)

集中講習 年4回(大会を活用した研修)

地元講習 年4回(カレッジマスター等による巡回指導)

【受講料】

1年あたり150,000円(教材費、保険料、宿泊費を含む)

【レフェリーカレッジ2015(11期生)入学候補者】

地域審判委員会からの推薦審判員、及び、地域審判トレーニングセンターからの推薦審判員を選考し、下記6名を2015年レフェリーカレッジに入学させることとしたい。

氏名	所属	推薦者	年齢
松坂 樹 (まつざか たつき)	北海道	地域審判トレセン	20歳
宇田川 恭弘 (うだがわ やすひろ)	関東/東京	地域審判委員会	23歳
柳岡 拓磨 (やなおか たくま)	関東/東京	地域審判委員会	22歳
手塚 優 (てづか ゆう)	関東/栃木	地域審判委員会	20歳
小野 裕太 (おの ゆうた)	北信越/富山	地域審判トレセン	21歳
鈴木 智也 (すずき ともや)	関西/京都	地域審判トレセン	23歳

応募者数は、9地域審判委員会からの推薦13名、9地域審判トレセンから推薦5名の計18名であった。

なお、1期生(2004年入学)から9期生(2012年入学)までは、毎年入学生を募集していたが、10期生(2013年入学)より募集は2年毎に行うことにしている。

【10期生までの実績】

添付別紙の通り

13. 各種委員・部会員 追加・交代の件

各種委員・部会員を以下の通り追加・交代したい。

(1) 施設委員会

(追加) 委員 池田 省治 (いけだ しょうじ) / (株) オフィスショー代表取締役
/ 前施設委員

※施設委員会の今後の取組事項を踏まえ、芝生に関する専門家として委員を追加。

(2) スポーツ医学委員会 Jリーグチームドクター部会

(現行) 部会員 香取 庸一 (かとり よういち)

(変更後) 部会員 山藤 崇 (さんどう たかし) 鹿島アントラーズ/東京医科大学

※香取氏が SAMURAI BLUE チームドクターとなった為、鹿島アントラーズ新チーフドクターの山藤氏へ交代。

(協議) 資料No.13

(3) 競技会委員会 シニア大会部会

(現 行) 部会員(東北) 高橋 豊 (たかはし ゆたか)
 (変更後) 部会員(東北) 小川 義秋 (おがわ よしあき) /秋田県F A
 ※東北地域の推薦による交代。

(4) 天皇杯実施委員

(現 行) 委員 (中国) 白井 孝司 (しらい こうじ)
 (変更後) 委員 (中国) 榊田 憲二 (ますだ けんじ) /広島県F A
 ※中国地域の推薦による交代。

14. サッカーファミリー登録料免除措置 期間延長の件

東日本大震災の影響により被災した J F A 登録者に対する登録料免除並びに資格の休止措置
 対応等の措置を、2015 年度も継続したい。なお、本免除措置は 2015 年度を以て終了するもの
 とする。

対 象：東日本大震災において被災された登録者
 被災して避難のために他都道府県へ転居している登録者を含め、各都道府県サッ
 カー協会の裁量に基づく。

カテゴリー：サッカー/フットサル (チーム、機関誌購読料、監督、選手) 審判(2016 年度分)、
 指導者、役員

免 除 額：各登録料のうち J F A 登録料にあたる額

各登録料免除の対応方法：

- 1) チーム登録料 免除
- 2) 機関誌購読料 免除
- 3) 監督登録料 免除
- 4) 選手登録料 免除

※1)～4)は、サッカーおよびフットサルが対象となる。

上記4件の対応は、各都道府県サッカー協会から J F A へ、免除対象チーム/監督/選手
 を申請いただき、その対象チーム/監督/選手分の登録料及び機関誌購読料の請求を行わ
 ないものとする。

5) 審判登録料 免除 (2016 年度分に適用)

各都道府県サッカー協会では被災地専用の講習会をシステム上に設定する。対象者はシステ
 ムを利用して申込みするが、支払いは行わず、講習会場で減免された額を別途支払う。講
 習会の担当者 (あるいは講習会単位でまとめて J F A に報告) は対象者のデータを「支払
 い済み」に変更するとともに、J F A に必要な情報を連絡する。

※2015 年度への更新 (*特別措置対応の延長) については、別途案内を予定。

6) 指導者登録料 免除

登録料の引き落としを行わない。既に引き落とし済みの対象者には、返金手続きを行う。

その他実施予定：

- ・リフレッシュポイント獲得期間の延長 (リフレッシュポイント未達による失効者対象)
 震災の影響によりリフレッシュポイントを規定期間に獲得できなかった対象者に、リフ
 レッシュポイントの獲得期限を6か月間延長する。
- ・資格の休止措置 (登録料未納による失効者対象)

震災の影響により期日までに指導者登録料を支払うことができず資格を失効してしまった対象者に、後日所定の申請を行い、登録料を支払うことで失効扱いにせずライセンスを更新する。

7) 役員登録料 免除

各都道府県サッカー協会とも対象者の登録料の請求を行わない。

	サッカー			フットサル		審判	指導者	役員	免除額 (千円)
	チーム	監督	選手	チーム	選手				
2011	293	138	9,338	-	1,226	1,177	1,820	9	22,667
2012	333	150	9,411	-	1,318	8,295	797	6	36,757
2013	322	180	9,200	-	1,300	3,454	741	6	23,409
2014	227	131	6,622	7	238	2,833	716	6	20,863

※2014年度は10月末日時点の数字